

令和7年4月1日から

フォークリフト荷役技能検定が厚生労働省認定となりました

当協会では、平成27年度から「フォークリフト荷役技能検定」を実施してきました。

この度、本検定が厚生労働省の「団体等検定制度」に基づく検定として認定され、令和7年度から新たに「陸災防フォークリフト荷役技能検定」として運用することになりました。

「陸災防フォークリフト荷役技能検定」

1 厚生労働省の「団体等検定」とは

厚生労働省の「団体等検定」は、企業や民間団体が実施する職業能力検定のうち、一定の基準を満たす検定制度の枠組みを厚生労働大臣が認定するもので、令和6年3月に新設されました。

団体等検定の認定を受けることにより、「厚生労働省認定」の検定制度と謳えるだけでなく、検定の合格を目指す社内訓練のうち要件を満たすものの訓練費用の一部助成などを受けることができるようになります。



2 陸災防フォークリフト荷役技能検定について

名称が新たに「陸災防フォークリフト荷役技能検定」に変更となりましたが、検定の実施内容については、これまでと同様、学科試験及び実技試験（点検・運転）であり、実施内容の変更はありません。

検定の受検について詳しくは、当協会ホームページの「[陸災防フォークリフト荷役技能検定（受検案内）](#)」をご参照ください。

3 令和6年度までに技能検定に合格した方の取扱いについて

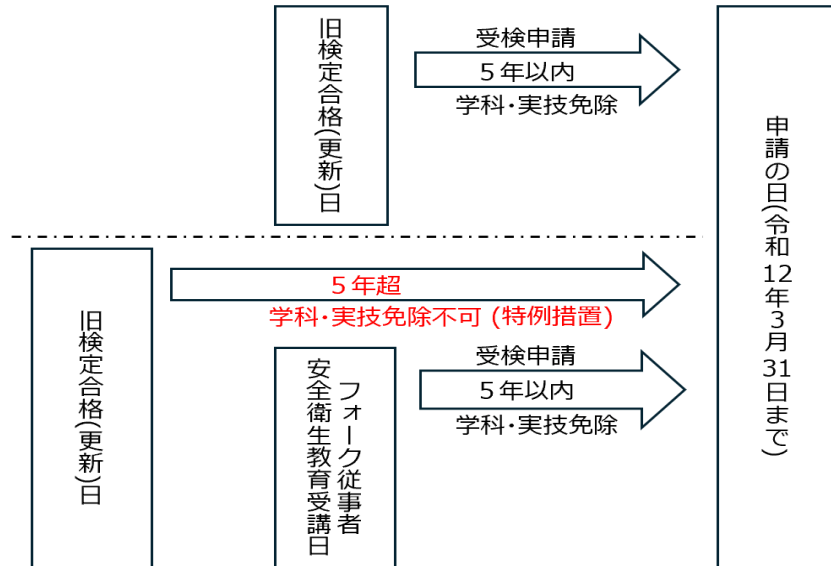
令和6年度までに認定前の技能検定（以下「旧検定」という。）に合格し、次のいずれかに該当する方は、令和11年度末までに旧検定合格者受検申請書により、随時、当協会本部あて申請することにより、認定後の「陸災防フォークリフト荷役技能検定」に係る学科試験及び実技試験を免除し、新合格証及びカード式の陸災防フォークリフト荷役技能検定1級（2級）証明書を交付します。

① 申請の日前5か年以内に旧検定に合格（更新を含む）した者

② 申請の日前5か年以内にフォークリフト運転業務従事者安全衛生教育を受講した者

また、旧検定の学科試験又は実技試験のいずれかに合格した方は、当該年度を含む3年度間に実施される技能検定において、合格した試験科目の受検を免除します。

令和6年度までに合格した者の取扱いフロー図



4 手数料

今般の厚生労働省認定に伴い、受検手数料等は次のとおりとなります。

	会員(税込)	非会員(税込)
学科試験受検手数料	5,500円	6,600円
1級実技試験受検手数料	27,500円	33,000円
2級実技試験受検手数料	22,000円	26,400円
技能検定合格証、一部合格証 書替・再交付手数料	3,300円	3,300円

5 陸災防フォークリフト荷役技能検定合格証明書の交付について

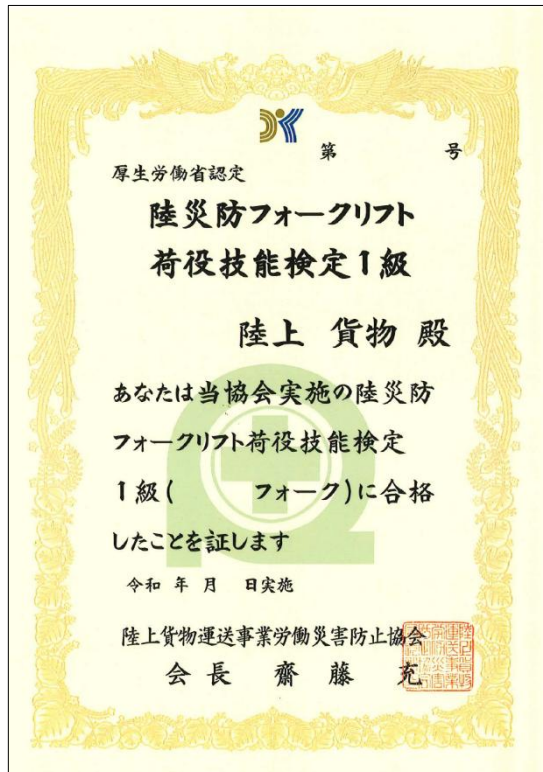
旧検定では、有効期限を5年とする合格証を交付し、更新制としていました。今回認定を受けた「団体等検定」では、合格証の有効期限を定めることができません。そこで、検定合格者のフォークリフト運転業務従事者講習の受講を勧奨するため、陸災防独自事業として本検定の合格者に対し、検定合格証とは別に、有効期限が記載された陸災防フォークリフト荷役技能検定1級(2級)証明書(プラスチックカード式)を交付します。

カード式の検定証明書を携帯することで、荷主先等でも検定合格者であることが証明でき、顧客アピールにも活用できることとなります。

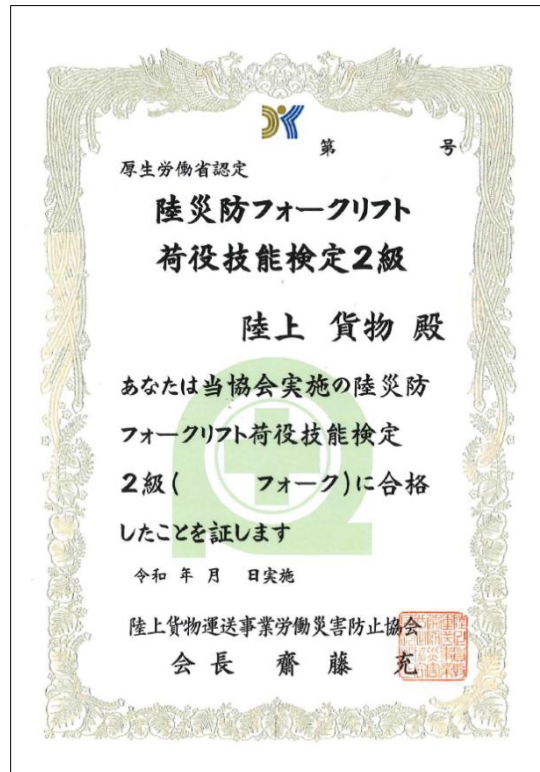
なお、検定証明書は、有効期限までにフォークリフト運転業務従事者教育の受講証明証を添えて、随時更新申請ができます。

新合格証

【1級合格証】

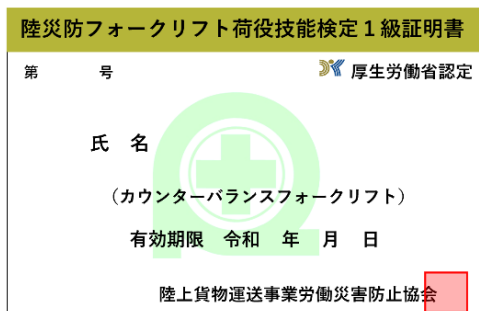


【2級合格証】

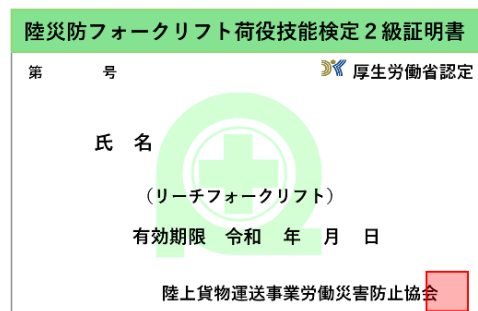


検定合格証明書

【1級証明書】



【2級証明書】



ご不明点などについては、こちらの担当者までお問合せください。

担当：技術管理部 滝谷・早坂
TEL：03-3455-3857